

平成25年1月

ご契約者 各位

株式会社損害保険ジャパン
有限会社木下保険事務所

平成25年4月1日以降始期契約の自賠責保険料の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年1月17日（木）に政府の自賠責保険審議会が開催され、平成25年4月1日以降始期契約について、自賠責保険料の改定が実施されることが決定しましたので、下記のとおりご案内させていただきます。

敬 具

記

1. 保険料改定の概要について

■ご契約者の負担額（保険料）は、全車種平均で13.5%の引上げとなります。

※改定率は保険期間・車種等により異なり、一部引下げになる場合もあります。

【保険料例（本土）】

■自家用乗用車の2年（24か月）契約の場合

現行保険料24,950円⇒改定保険料27,840円（2,890円の引上げとなります）

■自家用軽四輪乗用車の2年（24か月）契約の場合

現行保険料21,970円⇒改定保険料26,370円（4,400円の引上げとなります）

（保険料改定の背景）

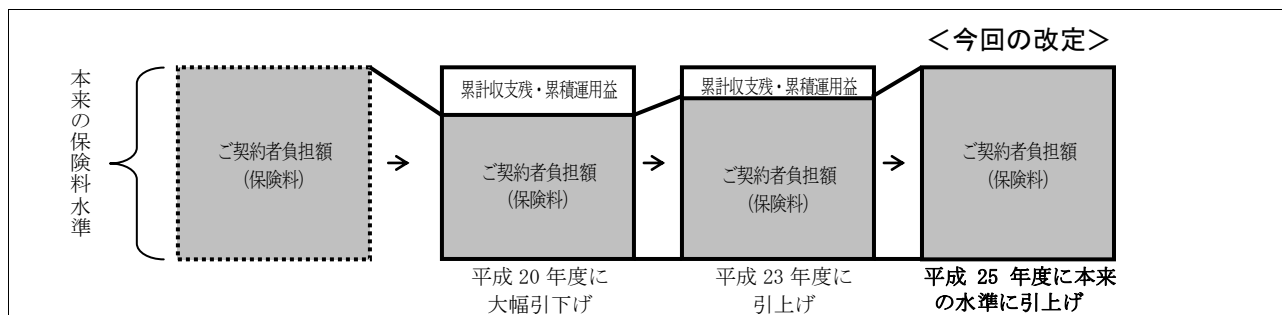
■現行の自賠責保険料の改定（平成23年4月1日改定）にあたり、自賠責保険審議会答申（平成23年1月20日）において次の方向性が示されており、平成25年4月1日に保険料改定が行われる可能性がありました。

第129回自賠責保険審議会答申より抜粋

「平成20年4月の保険料改定時に前提とされた、平成24年度までの5年間で収支均衡期間とする枠組みは維持しつつ、（中略）平成25年度に本来の料率水準に戻すための料率の変更を行う」^{（注）}

（注）平成20年4月の保険料改定では、過去からの累計収支残等を平成24年度までの5年間で還元（取り崩して赤字に補てん）することを前提に、大幅な保険料引下げが実施されており、この還元が終了した時点で、あるべき水準へ保険料引上げが実施される予定となっていました。平成23年1月20日の自賠責保険審議会において、現下の厳しい経済環境等を踏まえると一定の激変緩和が必要との判断から、平成23年度と平成25年度の2度に分けて、段階的に保険料を引上げすることが示されております。

■今般、上記答申のとおり、平成25年4月1日の保険料改定が決定されたものです。



2. 平成25年4月1日以降始期契約の取扱いについて

■ご契約手続きを留保いただいている平成25年4月1日以降始期の自賠責保険契約のお手続きは、平成25年2月1日より改定後の保険料でお手続きが可能となります。

以 上

主要車種の新旧保険料比較（本土料率）

改定率は車種別損害率に基づき算出されるため、車種ごとに異なります。

車種	保険期間	新保険料	現行保険料	差額	改定率	
自家用乗用車	36か月	39,120	34,600	4,520	13.1%	
	24か月	27,840	24,950	2,890	11.6%	
軽自動車（検査対象）	36か月	36,920	30,170	6,750	22.4%	
	24か月	26,370	21,970	4,400	20.0%	
営業用小型貨物	12か月	29,920	23,300	6,620	28.4%	
自家用小型貨物	12か月	17,270	14,190	3,080	21.7%	
営業用 普通貨物	2t超	12か月	49,900	49,550	350	0.7%
	2t以下	12か月	34,650	34,570	80	0.2%
小型二輪	24か月	13,640	14,110	△ 470	△ 3.3%	
原付	36か月	12,410	11,520	890	7.7%	